

| NO.                        | いただいたご質問・ご意見（分類）  | 区役所の見解・回答  |
|----------------------------|---|--|
| <b>会議の設定（告知、日程調整等）について</b> |   |  |
| 1                          | <p>学校や保育所・幼稚園には案内を配付し、ヨドマガにも掲載したということですが、貼り紙などは見えていません。参加者も少ないので、どれだけ周知されているのか疑問です。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の小学校及び幼稚園・保育所を通じた周知を行いました。結果として「参加者が少ない」ということについては、周知広報が十分でなかったと反省しております。</li> <li>・次回以降の説明会の際には、より多くの方にご参加いただけるよう、広報の仕方については、工夫いたします。</li> </ul>   |
| 2                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の開催曜日・時間帯を「日曜日の午後3時」だけでなく、異なる曜日・時間帯のパターンで開催してください。</li> </ul>  | <p>前回、「日曜日の夜間では参加が難しい」というご意見をいただいたこともあり、日曜日の午後が、地域・保護者の方にとって最も参加しやすいだろうという想定で開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘を踏まえ、次回説明会は時間帯を変えて開催する予定です。</li> </ul>   |
| 3                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リアルタイムでのオンライン開催や、音声のアーカイブ配信（保存記録を後日配信）するなど、リモートで参加できる方法は取れないのでしょうか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リアルタイムでの映像・音声の配信について実施できるよう検討いたします。</li> <li>・説明会でいただいたご意見等については、区役所ホームページで公開いたします。その他、ご意見・ご質問等ありましたら、メールまたはFAXで区役所まで文書でお寄せください。<br/>メール：TL0002@city.osaka.lg.jp FAX：06-6885-0535</li> </ul> |
| 4                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正配置対象校の子どもを対象にして、「いま通っている学校がなくなるかもしれない」ということを説明し、意見を聞いてください。</li> <li>・子ども向けの説明会を事前に行えば、子どもから意見を聞いて、説明会に行こうと思う保護者が増えるのではないのでしょうか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校再編整備計画案に関わって、児童を対象とした説明会を行う予定はありません。</li> </ul>  |
| 5                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会を開催しても、参加者に情報が伝わっていないですし、興味も持たれていません。賛否を問うつもりもないのに、説明会を続けるのでしょうか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会は引き続き何度か開催いたします。</li> <li>・説明責任を果たしつつ、聴取した意見を反映するなど、丁寧な手続きをふまえて、「子どもたちのより良い教育環境づくり」の観点から、学校再編整備計画案を作成したいと考えております。</li> </ul>  |

| 区長と市教委、関係局の連携・関わりについて   |   |  |
|-------------------------|---|--|
| 6                       | <p>・教育委員会事務局の職員にも出席・説明してもらった方がよいと思います。</p>  | <p>・今回説明を行っている区長・副区長・担当課長はじめ区役所職員は、それぞれ淀川区担当教育次長・淀川区教育担当部長・淀川区教育担当課長など、教育委員会事務局の職務を兼務しています。淀川区役所職員でありつつ、教育委員会事務局職員の立場でも関わっています。</p> <p>・いただいたご意見について検討いたしましたが、主催者である淀川区役所として、教育委員会事務局の職員への出席依頼は行わないと判断いたしました。</p>  |
| 7                       | <p>・教育委員会会議に上程した後に教育委員会に対策を検討してもらおうという説明がありましたが、計画案を上程する前の段階で、教育委員会事務局との調整をすべきだと思います。</p> | <p>・学校再編整備計画案の作成にあたっては、区役所と教育委員会事務局が緊密に情報交換・情報共有をしながら、一緒になって検討を進めています。</p>   |
| ○説明資料の数値の扱いについて         |   |  |
| 8                       | <p>既に令和4年度になっているのに、資料が「令和3年5月1日時点の令和4年度の見込み」の数字のままとなっていて、実態と合っていません。</p>                  | <p>・前回・前々回説明会の時点では、令和4年度以降の児童数について「令和3年5月1日現在の調査等に基づく推計値」を記載することとなっていましたので、本年4月に実際に入学した児童数と資料の数字が異なる場合があります。</p> <p>・今回資料の「令和4年度の児童数・学級数」については、淀川区役所が各学校に令和4年5月1日時点で確認した数値を「淀川区役所調べ」として記載しています。</p> <p>・なお、「令和4年5月1日現在の調査等に基づく推計値」が公表されましたら、資料の数字を時点修正してまいります。</p> |
| ○条例の考え方、学校配置適正化の進め方について |   |  |
| 9                       | <p>・府と市では大学を統合したところですが、小学校までなぜ急いで統合しないといけないのでしょうか。</p>                                    | <p>・学校配置の適正化については、条例・規則（※）に基づき、できる限り速やかに子どもたちの教育環境の改善を図るための取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>・なお、大阪公立大学への統合は、府市統合本部における経営形態の見直しの観点から行われたことであり、市立小学校配置の適正化との関連はありません。</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの数が減ったから学校を減らす、ということですが、今、市内中心部では学校の統合を進めた後にタワーマンションができたので、学校の校舎を増築しないといけない状態だと聞いています。</li> <li>・今後、新大阪のビジネス拠点化により、10 - 30年後、まちの状況が変わり、ベビーブームで子どもの数が増加した場合には、対応しきれない可能性があると思います。</li> <li>・現在の児童数推移だけで統合するのはリスクがあるのではないのでしょうか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回お示した学校再編整備計画案により統合した場合の木川小学校の児童数は減少傾向にあり、令和9年度の推計値では19学級となることから、現時点では条例・規則（※）にある12から24学級の範囲内であり、基準を上回ることは想定できません。</li> </ul>  |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの数が減ったから学校を減らす、ということですが、宮原小学校は、児童数が増えたために、マンモス校になっていると聞いています</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3校を統合した場合の児童数は、令和9年度推計で、19学級、約535人と見込んでいます。各学年3学級程度の規模であり、条例・規則（※）で適正規模とされている「12～24学級」の範囲内となりますので、いわゆる「過大校」ではありません。宮原小学校も同じく適正規模の学校です。</li> </ul>   |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・どこも廃校したり再編したりせずに、3小学校とも残すプランはないのでしょうか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西中島小学校・木川南小学校の現状に対して、通学区域を変更することで適正配置対象校が解消できないか検討しましたが、近隣の複数の地域（宮原・北中島・木川・木川南・西中島・十三）にまたがっての校区変更を検討しても、全ての学校が適正規模となる方策は見つかりませんでした。</li> <li>・さらに、区内全ての小学校（17校）での校区変更も検討しましたが、全校での複数学級を実現しようとしても、どこかの学校で単学級が生じてしまうため、通学区域の変更のみで対応することは困難です。</li> <li>・そのため、原則通り「統合」によって学校配置の適正化を進めていきたいと考えております。</li> </ul> |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西中島小学校・木川南小学校は存続させて、木川小学校区の子どもを2分割して、西中島小・木川南小に平均して割り振る案はできないのでしょうか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例・規則（※）で規定した大阪市の学校配置適正化の考え方に沿って、淀川区においては、西中島小学校と木川南小学校の2校が、早期に学校再編整備計画案を作成することが求められる適正配置対象校となっていることから、この対象2校を含めた統合案について検討を進めることとなります。</li> <li>・木川小学校については適正配置対象校ではありません。本市の学校配置適正化の考え方のもと、西中島小学校と木川南小学校と同一中学校校区にあり両校と隣接する適正配置関係校であることから、木川小学校に統合する案について検討を進めてまいります。</li> </ul>                            |

|                                       |   |   |
|---------------------------------------|---|---|
| 14                                    | <p>・一度廃校にした跡地を、学校に再度戻すというのは難しいと思うので、2校一度に減らさなくても良いのではないのでしょうか。</p>    | <p>・大阪市では学級数が12～24学級を学校適正規模と規定していますが、淀川区では特に、西中島小学校と木川南小学校が、速やかな学校配置の適正化が求められる対象校となっています。</p> <p>・そこでまず適正配置対象校どうしである西中島小学校と木川南小学校の統合を考えましたが、この2校の統合では「12学級以上」という適正規模を満たすことができないため、3校以上の統合を考えることとなりました。</p> <p>・区役所として検討した結果、適正配置対象校である西中島小学校と木川南小学校の2校を、木川小学校校地に統合する案で検討を進めることとなっています。</p>              |
| 15                                    | <p>・就学希望調査を早く行って、子どもの就学先を均等に分散させれば、統合せずに済むのではないのでしょうか。</p>            | <p>・大阪市における学校選択制にかかる希望調査票は、学校案内冊子と共に各保護者あて、8月末～9月上旬に送付することとされています。</p> <p>・また、第2希望までで当選した学校か、通学区域校のいずれかに就学いただくこととなり、区役所が保護者の意向や通学区域に沿わない就学校を指定することはありません。</p>   |
| <p><b>○聴取した意見と、再編整備計画案の扱いについて</b></p> |   |   |
| 16                                    | <p>「統合する計画案は出さない」、あるいは「統合しないという計画案を出す」ことはできないのでしょうか。</p>              | <p>・令和2年度に「学校活性化条例」等を改正した趣旨は、今後、全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を中心に据え、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要があることから、学校配置の適正化の基準と進め方について定めることにあります。</p> <p>小規模化が進んでいる西中島小・木川南小の教育環境を改善するため、この条例に則って、区長（区担当教育次長）として、学校再編整備計画案を作成してまいります。</p>  |
| 17                                    | <p>・「R9年度に統合する」という結論は既に決まっているのではないのですか。その結論に向けて粛々と進めているのではないのですか。</p> | <p>・「令和9年度統合」というのは決定事項ではありません。</p> <p>・「令和9年度」というのは、規則（※）で「学校施設の整備計画等を勘案した最短時期の実施となるよう学校再編整備計画を策定しなければならない」と定められていることから、学校再編整備計画の原案で進めた場合に、最短で学校再編整備計画が議決し予算化されて、校舎の増築工事が完了見込みの年度を例としてお示ししています。</p> <p>・引き続き説明責任を果たしつつ、聴取した意見を反映するなど、丁寧な手続きを踏んだ上で、「子どもたちのより良い教育環境づくり」の観点から、学校再編整備計画案を作成したいと考えております。</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
| 18                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の資料は、「統合に反対」する意見への回答にはなっていません。</li> <li>・資料に書いてあること以外にも、多くの質問があったと思います。</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回説明会の資料には、説明会開催時間と配付資料の紙数の制約上の観点から、前回説明会でいただいた質問を抜粋してご紹介しています。</li> <li>・説明会でいただいたご意見と区役所の見解につきましては、「統合に反対」するご意見に対するものも含めて、区役所ホームページで公開していますので、ご参照ください。</li> </ul>  |
| 19                                       | <p>「反対意見が出ていても質問・意見が出尽くしたら計画を取りまとめる」ということですが、何をもち「意見が出尽くした」と解釈するのですか？</p> <p>やはり結論ありき、スケジュールありきではないのですか？、</p> <p>・「説得」ではなく、納得のいく合意形成のため、しっかり説明・回答をしていただきたいです。</p> | <p>スケジュールありきで結論を出そうとは考えておりません。</p> <p>説明会を何度か開催して、説明責任を果たしつつ、聴取した意見を反映するなど、丁寧な手続きを踏んだ上で、「子どもたちのより良い教育環境づくり」の観点から、学校再編整備計画案を作成したいと考えております。</p> <p>ただ、子どもたちの教育環境を早急に改善する観点から、どこかの時点では「意見が出尽くした」と判断して結論を出してまいりたいと考えております。</p>   |
| <p><b>○小規模校のメリット・デメリットや少子化対策について</b></p> |   |  |
| 20                                       | <p>・学校を残したままだとメリット・デメリットはどのようになるのでしょうか。逆に統合するとどんなメリット・デメリットがあるのでしょうか。よくわからないので説明してください。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模校のメリットとしては、「学校としてまとまりやすい」「児童一人一人の生活実態が把握しやすい」などの利点があります。</li> <li>・小規模校にはメリットもありますが、「学び合いの機会の少なさ」「体育や音楽の集団学習の難しさ」「新しい人間関係を作る機会の少なさ」「クラス替えができず、人間関係が固定化しやすく、トラブルが生じると解消が困難」などの教育環境に関する課題があります。</li> <li>・これらの利点・課題から、令和2年4月に改正された条例では、子どもたちが集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合うことを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、困難な問題に対応する中で、社会性や規範意識を身につけることが重要だとしています。</li> <li>・そこで、そういった子どもたちの育成のためには、「一定規模の子どもたちの集団が確保されていること」が望ましいとし、一定規模を「12から24学級」と定めて、11学級以下の学校については学校規模の適正化を図るとというのが、条例を定めた大阪市の方針です。</li> </ul> |

|                                  |  |  |
|----------------------------------|--|--|
| 21                               | <p>1学級あたりが大人数で編成されることについては、文部科学省の言うようなメリットが必ずしもあるわけではないと思います。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、国基準で全国的に35人学級に移行することとなっており、本市でもその国基準に基づき、令和4年度から令和7年度までの4年間をかけて、順次1学級あたり35人に引き下げられることとなっています。</li> <li>・35人学級は国基準に沿ったものであり、大人数編成ではありません。</li> </ul>   |
| 22                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策としては、子どもを増やすことですべての学校が適正規模になれば、統廃合しなくても済むのではないのでしょうか。</li> <li>・地域を再開発するなど、児童数を増やすための広報活動・働きかけを、これまでどのように行ってきたのでしょうか。また、より一層の広報・働きかけを行えば良いのではないのでしょうか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所としても、将来の担い手である子どもたちの教育環境を向上させることが大切だと考えていますし、子どもが増える方策があるならそれが望ましいと考えるところです。その点については皆さま方と同じ考えです。</li> <li>・本市としては、限られた財源の中で、子どもたちや教育のために予算を使えるよう、様々な施策や工夫を進めているところです。<br/>(例：学校給食費の無償化の前倒し実施、未就学児を養育する世帯への特別給付金の支給、国に先駆けての3～5歳児の幼児教育の無償化、こども医療費助成、妊婦健康診査公費負担の拡充に向けた取組、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策の推進など：「令和3年度 市政運営の基本方針」より。)</li> <li>・少子化により児童数が減少し、単学級になると、集団的に活動するのが困難になります。また、1人の教員が学級運営も学年運営も全て行わなければならない、非常に負担が大きくなります。そして児童数・教員数が減ると学校運営全体が非常に厳しくなります。</li> <li>・このような観点から、それぞれの学校の適正規模を維持する中で、より良い充実した教育環境を子どもたちに提供していくための取組を進めたいと考えています。</li> <li>・また区役所として、引き続き子育て施策の充実とその周知に努めてまいります。</li> </ul> |
| <p><b>○学級編成・学級規模の考え方について</b></p> |  |  |
| 23                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単学級、少人数が条例違反だということですが、条例違反で少人数の状況が続けることは問題なのではないのでしょうか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単学級、少人数の状態が条例違反だということではありません。</li> <li>・令和2年度に「学校活性化条例」等を改正した趣旨は、今後、全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要があることから、学校配置の適正化の基準と進め方について定めることにあります。</li> <li>・条例は自治体における「法律」であり、大阪市職員自らが条例や規則に違反することは出来ませんので、この条例に則って、区長（区担当教育次長）として、学校再編整備計画案を作成してまいります。</li> </ul>  |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 24 | <p>・適正な学級規模について、35人学級ありきで考えず、今の西中島小学校・木川南小学校のように20人以下、25人以下の少人数学級にする方が、子どもたちにとって良い環境にできるのではないのでしょうか。</p> | <p>・大阪市立小学校の学級編制は、令和2年度までは法令等に基づいて、小学校1年生と2年生は1学級35人、3年生から6年生までは1学級40人を基準として実施していました。</p> <p>・その後法律の改正を受けて、国基準で全国的に35人学級に移行することとなりました。（ご意見の15～20人単位での少人数学級化は、国では進めていません）。</p> <p>・本市でもその国基準に基づき、令和4年度から令和7年度までの4年間をかけて、順次1学級あたり35人に引き下げられることとなりました。</p> <p>・今後、令和5年度は4年生、令和6年度は5年生と順次35人学級化を進め、令和7年度に全ての学年で35人学級となる予定です。</p> |
| 25 | <p>・教員にとって、1クラス35人学級を担当することは、学級運営の負担・ストレスが生じているのではないのでしょうか。</p>  | <p>・現在、国基準で全国的に35人学級に移行することになっており、統合を行うか否かに関わらず、本市ではその国基準に基づき、学級編成を行うこととなっています。</p> <p>また実態としては、教員が一律35人の子どもたちを担当しているわけではなく、35人を下回る人数の学級担任もおりますし、学級担任をしていない教員もおります。</p> <p>・教員の定数、労働条件、負担感等についていただいたご意見は、教員配置を所管している教育委員会事務局にお伝えいたします。</p>   |
| 26 | <p>・統合後の労働条件が適正かどうかについて、現場教員の意見を聞いてください。</p> <p>・教員の負担軽減のため、事務補助スタッフを雇えばよいのではないのでしょうか。</p>               | <p>・西中島小学校と木川南小学校を木川小学校に統合した場合、学級数は現在より増えることとなりますので、配置される教員定数も増えることとなります。</p> <p>・教員数が確保され、1学年を複数の教員で運営できるようになりますと、指導計画や評価計画、教材研究等について、教員相互の連携や助け合い、学び合い、高め合う機会が増えることとなります。</p> <p>遠足、修学旅行等の校外行事における引率や、運動会・発表会などの学年行事における企画運営の面などで、教員一人あたりの負担軽減につながる面が多いと考えています。</p>  |

| ○対象校（西中島小学校、木川南小学校）の現状と今後の学校運営について |  |  |
|------------------------------------|--|--|
| 27                                 | <p>・西中島小学校では、令和4年4月に教員が4名減員されたと聞きました。その詳細について教えてください。</p>  | <p>・大阪市では、教員の配置は、学級数を基本として決められています。</p> <p>・西中島小学校では、令和4年度については、学級減及び児童数の減に伴い、2名の教員数の減となったと聞いています。</p> <p>・円滑な学校運営が行えるよう、学校長と連携し、学校・地域の状況について教育委員会へしっかりと伝えてまいりたいと考えています。</p>   |
| 28                                 | <p>・西中島小学校では、特別支援を要する子どもに対して手厚い対応をしてくれていたのに、教員が減られました。学校が存続している間は、教員を減らさず、子どもを大切にしてください。</p>   | <p>・教員の配置は、国の基準に基づき、学級数を基本として行われますが、再編整備計画案を提出して以降の学校運営が円滑に行われるよう、体制については、学校長や教育委員会と協議をしております。</p>   |
| 29                                 | <p>・このまま入学者数が減る傾向が続けば、早ければ令和5年度にも、西中島小学校の新入生がゼロになることもあると思います。</p> <p>・西中島小学校は、ここまで子どもの人数が減ってしまうと、教員数も減ってしまって、十分な授業ができず、ますます子どもが減る悪循環につながり、学校運営全体が難しくなります。</p> <p>・それに対する方策についてはどうお考えなのでしょうか。</p> | <p>・教員の配置は、国の基準に基づき、学級数を基本として行われますが、再編整備計画案を提出して以降の学校運営が円滑に行われるよう、体制については、学校長や教育委員会と協議をしております。</p>   |
| 30                                 | <p>・「廃校になる可能性がある」という内容で説明会を開催するから、他校を選択するようになって、西中島小に通う子どもがますます減るのではないのでしょうか。</p>  | <p>・学校選択制については、「指定校よりも近いところにある学校だから」という理由で、違う校区の学校を選ばれるケースがあります。西中島地域や木川南地域から木川小学校に通われるケースもあれば、逆に他校区から西中島小学校や木川南小学校を選択して通っているケースもあります。一概に西中島地域や木川南地域から違う校区の学校へ通う児童が多いわけではありません。</p> <p>・なお、説明を行うことのマイナス面での影響を憂慮されることは理解できますが、説明責任を果たさずに学校適正配置を進めることは考えていません。区役所として十分、原案をご説明し、意見交換をした上で計画案をまとめることが大切だと考えます。</p> |



|                                      |   |   |
|--------------------------------------|---|---|
| 31                                   | <p>・学校選択制で、西中島小学校や木川南小学校ではなく他校を選ぶ児童が増えているのは、区役所職員が「廃校になる」というなど、他校に行くよう仕向けているからではないでしょうか。</p>                        | <p>・市内の多くの地域で児童数が減少している現状があります。<br/>・ご意見のような、学校選択制にかかり、区役所職員が作為的な行為をしたという事実はありません。</p>  |
| <p><b>○統合した場合の木川小学校の施設整備について</b></p> |   |   |
| 32                                   | <p>・3校を統合する場合は、木川小の校舎を増築して対応するとのことですが、校舎増築後の木川小学校の運動場の面積はどうなるのでしょうか。運動場がいっそう狭くなり、子ども一人あたりの運動スペースが減るのではないのでしょうか。</p> | <p>・校舎増築については、これまでの住民説明会でいただいたご意見を踏まえ、できるだけ最小面積の用地でのより良い建築プランとなるよう、教育委員会で検討を進めているところです。<br/>現段階では、増築後の運動場面積は確定しておりませんが、区内の同規模の小学校と変わらない比較的広い面積の確保に努めるなど、教育環境確保の観点から、教育委員会と協議をして対応してまいります。</p> |
| 33                                   | <p>・校舎増築後の木川小学校の運動場面積について、三国小学校や十三小学校など、区内の他の小学校と比較できるよう数字を示してください。</p>   | <p>・現段階では、増築後の運動場面積は確定しておりませんが、区内の同規模の小学校と変わらない比較的広い面積の確保に努めるなど、教育環境確保の観点から、教育委員会と協議をして対応してまいります。<br/>・淀川区内他校も含めた運動場面積等については、次回説明会（令和4年8月開催予定）配付資料に掲載してまいります。</p>                             |
| 34                                   | <p>・木川小学校の校地を広げることはできないのでしょうか。</p>  | <p>・小学校の校地を拡大することはできません。</p>  |
| 35                                   | <p>・木川小学校の校舎増築予定地は敷地内のどこになるのでしょうか？北西側の築山部分に建てるのでしょうか。</p>   | <p>・校舎増築については、これまでの住民説明会でいただいたご意見を踏まえ、できるだけ最小面積の用地でのより良い建築プランとなるよう、教育委員会で検討を進めているところです。<br/>現段階では、増築予定地については確定しておりません。</p>  |
| 36                                   | <p>・木川小学校は令和9年度は19学級になると見込まれていますが、増築後の普通教室数は19教室になるのですか？</p>  | <p>・児童全員を収容するために新たに校舎を増築し、不足する教室及び学校運営上必要な施設設備を整備いたします。</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 37  | <p>・増築する校舎の1階に給食調理室を設けるという説明ですが、今の給食調理室をなくしてしまったら、その期間の給食はどうなるのでしょうか。</p>  | <p>・新たな給食調理室を含む校舎が増築完了するまでの期間も、敷地内に給食調理室を確保するなどし、対応してまいります。</p>  |
| <p><b>○統合した場合の木川小学校の学級編成や教員配置ほか学校運営について</b></p> |  |  |
| 38  | <p>・統合された場合、木川小学校では教員配置数を本当に増やせるのでしょうか？ 全般的に教員不足が言われている中で、配置数を増やすことが可能なのか疑問です。<br/>・また、教員配置が増やされるとしても、統合が落ち着くまでの数年間限りのことなのではないでしょうか。</p> | <p>・西中島小学校と木川南小学校を木川小学校に統合した場合、学級数は、現在より増えることとなりますので、配置される教員定数も増えることとなります。<br/>・さらに、国の基準で、統合時の3年間は教員を加配（基準よりも多く配置すること）できる制度があります。<br/>・なお、教員の増配置年限については、きめ細かい対応が可能となるよう、これまでの例を踏まえながら、教員配置の配慮について、教育委員会事務局と共に検討していきます。</p>   |
| 39  | <p>・統合された場合、木川小学校では、1クラスは何人の児童で学級編成されるのでしょうか。</p>  | <p>・仮に令和9年度に統合した場合、木川小学校の学級編成は、およそ次の通りと見込まれます。</p> <p>1年生 3クラス76人、1クラスあたり25～26人<br/>                 2年生 3クラス76人、1クラスあたり25～26人<br/>                 3年生 3クラス88人、1クラスあたり29～30人<br/>                 4年生 4クラス111人、1クラスあたり27～28人<br/>                 5年生 3クラス98人、1クラスあたり32～33人<br/>                 6年生 3クラス86人、1クラス28～29人</p> <p>令和4年5月1日現在の児童数・学級数の推計（淀川区役所調べ）</p> |
| 40  | <p>・統合された場合、木川小学校では学年が変わる際にクラス替えは行われるのでしょうか。</p>   | <p>・木川小学校では毎年、進級する度にクラス替えが行われています。</p>   |

|                                     |  |  |
|-------------------------------------|--|--|
| 41                                  | <p>・統合したら学校名は「木川小学校」から違う名前に変わるのでしょうか？</p>  | <p>・現時点では校名は木川小学校のままで、変更することは考えておりません。<br/>                 ・ただし今後、校名変更のご意見が出てきた場合は、「再編整備計画」の決定後に設置予定の「学校適正配置検討会議」での協議を踏まえ、決めていくこととなります。</p>   |
| 42                                  | <p>・標準服はそもそも必要なのでしょうか</p>  | <p>・標準服は、「着用することが望ましい」が「着用の強制力はない」ものです。<br/>                 ・標準服を設けるか否かについては、学校ごとに適宜、保護者・教員間で方針を話し合っ<br/>                 て運用されています。<br/>                 ・ただし今後、統合後の標準服着用方針についてのご意見が出てきた場合は、「再編整<br/>                 備計画」の決定後に設置予定の「学校適正配置検討会議」での協議を踏まえ、決めてい<br/>                 くこととなります。</p> |
| <p><b>○木川小学校への通学路等の安全確保について</b></p> |  |  |
| 43                                  | <p>・学校選択制で校区外から通学する子どもに対する見守り体制を見かけることがありません。統合して新たな通学路を設けるといふのなら、もっと見守りが行われないと不安です。<br/>                 ・警察は人員削減されているので、見守りを強化することはできないのでしょうか。<br/>                 また、地域の中で、見守りは誰がやるのか、考えないといけないのでしょうか。</p> | <p>・学校選択制による通学区域外からの通学時の安全については、保護者が責任をもっていただくこととなっています。<br/>                 ・登下校時の見守りや集団登校など、地域・保護者の方々のご協力により行っている安全確保策のあり方については、条例（※）により設置することとなっている「学校適正配置検討会議」などの場で、地域・保護者の皆様のご意見を聴取しながら、区役所・学校と地域の皆様と相談・検討いたします。<br/>                 ・区役所には、子どもの安全見守りができるチームもありますので、可能な対応について検討してまいります。</p> |
| 44                                  | <p>・具体的には、木川南地域から木川小学校への通学路のうち、スーパーライフ前の交差点が危険だと思います。陸橋があるのに陸橋を使わずに渡ったり、公道で遊びながら渡ったりしている子どもがいます。</p>   | <p>・ご指摘のような、通学路の必要な安全確保策については、建設局、警察等関係先と十分に調整を行います。<br/>                 ・なお、校区内での登下校をはじめとする生活指導については、校区の学校長と相談して指導していただくようにいたします。</p>  |

|  |   |  |
|--|---|--|
| 45   | <p>・小学生の遊ぶ範囲は校区内とされている中で、統合によって校区が広がると、通学距離が延びる上に危険な箇所が増えることとなります。通学時に限らず、学校の安全指導は難しくなるのではないのでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校区の範囲が広がると放課後や休日を含め、「校区外に出てはだめだ」とする指導範囲の面積が広がるというのは、確かにご意見の通りです。</li> <li>・現在も3つの小学校区内の生活指導については、統合するしないに変わらず、また校区の面積の広さに関わらず、どの学校でも行わなければならないことです。</li> <li>・区役所としましても関係機関と連携し、子どもの安全・安心のため学校を支援いたします。</li> </ul>   |
| <p><b>○統合が決まった場合、統合実施年度までの就学手続きやその周知、配慮等について</b></p> |   |  |
| 46   | <p>・今回の説明内容について、結論が出た場合は、令和5年度以降に就学予定の子どもがいる家庭に対する周知はどう行われるのでしょうか。</p>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールありきで結論を出そうとは考えておりません。</li> <li>・説明会を何度か開催して、説明責任を果たしつつ、聴取した意見を反映するなど、丁寧な手続きを踏んだ上で、「子どもたちのより良い教育環境づくり」の観点から、学校再編整備計画案を作成したいと考えております。</li> <li>・統合する場合は、令和5年度以降に就学を予定されているご家庭向けのお知らせの仕方については、工夫いたします。</li> </ul>   |
| 47   | <p>・西中島地域や木川南地域に在住する新入学予定者は、就学先を西中島小学校や木川南小学校にせず、木川小学校に就学することはできるのでしょうか？</p>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西中島地域や木川南地域に在住する、令和5年度に新入学予定のお子さんで、木川小への就学を希望される場合は、学校選択制により、就学先を西中島小学校や木川南小学校にせず、木川小学校を選択することができます。</li> <li>・令和5年度に新入学予定の方で、木川小学校への就学を希望される場合は、10月28日必着で、学校選択制希望調査票にその旨を明記して、区役所までご提出ください。</li> <li>・今後の就学につきましても、引き続き学校長や教育委員会と協議をまいります。</li> </ul>                   |
| 48   | <p>・小学校に入学する前に、就学先についての希望調査は行われないのでしょうか？<br/>・特に入学前年の子どもを対象を限らず、未就学児全体に幅広く情報提供や希望調査はしないのでしょうか？</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川区役所では、翌年4月に小学校に入学する児童のおられるご家庭に対し、「学校選択制希望調査票」を、学校選択の参考資料「学校案内」冊子とともに、例年8月下旬ごろ配付しており、10月下旬を提出期限として希望調査票を集約しています。</li> <li>・学校の情報が毎年変わっていることや、就学前の段階で多くの方が転出入されることなどから、未就学児全体に一律に最新の「学校案内」冊子を配布するのは困難です。</li> <li>・冊子掲載情報は区役所ホームページに掲載しておりますので、どなたでもご覧いただけます。</li> </ul> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 49  | <p>・統合後のいじめにつながらないように、統合を行う前に、いじめに関するアンケートを子どもにとるべきではないでしょうか。</p>  | <p>・大阪市では「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」(令和3年4月改正)により、いじめの早期発見のためのアンケートなど、すべての学校で行うべき方策について、次の通り定めています。<br/>「いじめの早期発見のため、学校及び教育委員会は、児童生徒に対する定期的な調査(アンケート等)を行う」「学校又は教育委員会は、いじめの疑いがあることに気付いたときは、速やかに事実関係の把握のための調査を行うものとする。調査は、聴き取りやアンケート等の方法により行う」</p>  |
| 50  | <p>・平成25年度に区役所から提案された「ABC案」(※)では、「木川南小学校は存続する」内容になっており、令和元年度まで配付されていました。<br/>・この「ABC案」が令和2年8月に白紙撤回になった経過を知らず、令和4年度、廃校になると聞いていた西中島小学校を避けて、木川南小学校に子どもを入学させました。<br/>・最初から木川小学校に就学させる選択肢もあったと思うので、「R4年度に木川南小学校に入学した子どもは、6年生になる時に木川小学校に転校することになる」というようなことをもっと周知してほしかったです。</p> | <p>・平成25年にいわゆる「ABC案」という案(※下記参照)を淀川区役所から提示しましたが、本市では、令和2年4月に大阪市学校活性化条例の一部改正等を行い、学校配置の適正化の着手の基準や進め方について、全市的に統一した規定を策定して取り組むこととなりました。<br/>・条例改正前に提起したいわゆる「ABC案」については、要件も手続きも条例を満たすものではありませんでしたので、区役所として令和2年8月に白紙撤回し、条例に沿った新たな学校再編整備計画案の原案を提案することといたしました。<br/>・令和4年度入学の方向けの学校案内を令和3年8月に配付する際に、学校適正配置についてのチラシを同封いたしました。そこにはいわゆる「ABC案」は記載していませんでしたが、今回の再編整備計画原案の作成前でしたので、その案についても触れていないものになっていました。周知が行き届いておらず、わかりにくかった点については申し訳ございません。</p> |
| <p><b>〇いわゆる「ABC案」に記載されていた十三小学校の状況について</b></p> |  |  |
| 51  | <p>・十三小学校が適正配置対象校ではなくなったのはなぜでしょうか。</p>   | <p>・十三小学校を対象に含むいわゆる「ABC案」については、令和2年の条例改正前に提起したもので、要件も手続きも条例を満たすものではありませんでしたので、区役所として令和2年8月に白紙撤回し、条例に沿った新たな学校再編整備計画案の原案を提案することといたしました。<br/>・十三小学校については、「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」において、「学級数及び児童数の推移を十分に考慮して適切な時期に策定すること」と定められた区分⑥に令和3年5月1日時点で該当しておりますが、校区内に高層マンションの建設が計画されており、「今後7学級以上になる」ことが見込まれていますので、今後の児童数の推移を注視してまいります。</p>  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 52                                      | <p>・十三小との統合について、数字をあげてシミュレーションを行ってほしい。</p>   | <p>・「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」において、区分①～⑤の学校については、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の学校再編整備計画は、実施となるよう定められています。</p> <p>・一方、十三小学校については区分⑥となっており、今後の児童数の推移を注視していきます。令和4年5月現在の状況を勘案しても、ご意見のようなシミュレーションを急いで行うべき状況だとは考えておりません。</p>  |
| 53                                      | <p>・十三小学校区に大型マンションが建設予定のため、相当の子どもが増えると思いますが、子どもが増えることで校舎増築するのか。</p>                  | <p>・十三小学校において児童数の増加により普通教室数が不足する場合は、教育委員会事務局と調整し、必要な教室数を確保していきます。</p>  |
| <p><b>○統合が決まった場合の跡地の活用や地域課題について</b></p> |  |  |
| 54                                      | <p>・学校は、地域の拠点となる施設です。学校が廃校になったら、地域拠点はどこに置くのか考えないといけないですし、地域の活動もどんどん薄くなっていくと思います。</p> | <p>・大阪市は各小学校単位で地域が構成されている状況が多くあり、その中で学校施設が、地域の住民の皆さまにとって地域の拠点、防災拠点、投票所となる施設を担ってきたことについて認識しています。また、地域の皆様が、学校を拠点としてこれまで多様な取組を積み上げ、文化を築き上げてこられたことについても、十分に承知しています。それらの機能をどう確保するかについては、区役所が中心になって取組むべき課題だと考えています。</p> <p>・学校再編整備計画が策定・公表できる段階になった時点で、学校施設が担っている機能とこのまちをどうしていくのか、地域人材の確保などについて、しっかりと時間をかけて地域の皆さまと共に考えていきます。</p>                         |
| 55                                      | <p>・新大阪の開発計画があるから、それと絡めて学校再編整備ありきで考えているのではないのでしょうか。</p>                              | <p>・学校再編整備計画は、条例等で定めた適正規模「12から24学級」を下回る適正配置対象校について、児童のより良い教育環境の確保、教育活動の充実を図ることを目的として、計画案を示すことと定められています。</p> <p>・一方、新大阪開発計画は、リニア新幹線を契機としたビジネス拠点、集客拠点の開発として、学校適正配置とは別の観点で議論しているものであり、新大阪開発計画と絡めて、学校再編整備ありきで考えているわけではありません。</p> <p>・ただ、統合した場合の学校跡地活用の課題も、新大阪開発計画も、「西中島のまちづくり」をどうしていくかということでは一つのことですので、区長として、二つの観点での議論が折り合いがつかうよう考えてまいりたいと考えております。</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
| 56   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最短で令和9年度統合というのであれば、4-5年先を見通して、学校跡地の用途について示してください。</li> <li>・今回のような学校適正配置のことに限った説明会だけでなく、「学校は地域の拠点」という観点に立った説明会を開催してください。</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の説明会では、「子どもたちのより良い教育環境づくり」の観点から、「学校配置の適正化」についてご説明しています。</li> <li>・「代替機能の確保」や「跡地活用」につきましては、学校再編整備計画が策定・公表できる段階になった時点で、区役所内にこの対象地域の課題を取り扱うプロジェクトチームを立ち上げた上で、この説明会とは別に跡地活用に関する検討会等を、それぞれの地域ごとに開催して、地域の皆さまともしっかり議論して検討していきます。</li> </ul> |
| 57   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は、災害時の防災拠点・避難所機能として必要な施設です。もし西中島・木川南・木川の3地域の防災拠点が木川小学校1校だけになってしまうと、3地域の人数は収容できないと思います。</li> <li>・2校が廃校になる場合、防災の観点から跡地活用についての見通しを示してください。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設が、地域の住民の皆さまにとって地域の防災拠点となる施設を担ってきたことについて認識しています。</li> <li>・学校再編整備計画が策定・公表できる段階になった時点で、西中島・木川南・木川の3地域の避難場所が確保されるよう、この説明会とは別に、地域住民の皆さまからご意見やご要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行いながら、慎重に方策を検討していきます。</li> </ul>   |
| 58   | <p>他区で、統合による廃校跡地について、民間誘致などの活用方法が決まっていな例を聞いており、廃校にしたとしても財政的な効果にはつながらないのではないかと思いました。統合の効果について、財政的にはどのように考えられているのでしょうか。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政的な観点から学校適正配置を進めているわけではございません。</li> <li>・しかしながら、運営する学校数が3校から1校に減少することに伴い、学校の運営費という面で財政的な効果につながってくるのは確かですので、その生じたメリットは、統合後の学校教育の充実を中心に活用したいと考えています。</li> </ul>   |
| <p><b>○統合が決まった場合の地域の自主的活動や、学校で行われている各種取組の枠組みについて</b></p> |   |  |
| 59   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合後、子ども会や青少年指導員といった地域の自主的活動や、学校で行われている各種取組の枠組みはなるのでしょうか。<br/>(地域の自主的活動関係)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市では小学校単位の地域が多いですが、学校の統合と地域のエリアとは別だと考えています。</li> <li>・学校統合を受けて、地域の団体どうしの合意で統合されることはあるかもしれませんが、行政からそのようお願いして組織統合していただくことはありません。</li> <li>・組織を統合するか否かに関わらず、学校統合後の新たな校区内における子どもの活動をどうするかについては、地域どうしでご相談していただく必要があると考えております。</li> </ul>   |

|                                   |  |  |
|-----------------------------------|--|--|
| 60                                | <p>・統合後、子ども会や青少年指導員といった地域の自主的活動や、学校で行われている各種取組の枠組みはどうなるのでしょうか。<br/>(PTA組織関係)</p>             | <p>・各小学校に設置されている単位PTAは、学校ごとに組織される団体ですので、学校が統合された場合、それに伴いPTA組織も統合していただく必要がございます。<br/>・3校PTAとも、活動方針、規約、役員体制、会費の使い道など、それぞれの特色ある活動をされていることと思います。統合することが決まった場合は、実際の統合までの期間に、3校PTAで組織統合について話し合ってください、整理いただくことになります。</p>                            |
| 61                                | <p>・統合後、子ども会や青少年指導員といった地域の自主的活動や、学校で行われている各種取組の枠組みはどうなるのでしょうか。<br/>(学校で行われている学校開放関連事業関係)</p> | <p>・「生涯学習ルーム事業」「学校体育施設開放事業」「小学校区教育協議会－はぐみネット－事業」(以下、「学校開放3事業」とします。)の運営にかかる全市的な考え方については、「小学校の諸施設」を活用して、「学校を核とする教育コミュニティづくり」を目的として実施する事業です。<br/>・したがって学校が統合される場合は、学校開放3事業は、原則として統合後の学校で実施することになります。また、各事業の運営委員会は、校区で一つの組織に統合していただくことになります。</p> |
| <p><b>○学校配置適正化の進め方フローについて</b></p> |  |  |
| 62                                | <p>・設計費用の計上についてはフロー図には書かれていませんが、どうなっているのでしょうか。</p>   | <p>・フロー図では、設計費用の計上のタイミングについて示すようにはなっておりません。</p>  |
| 63                                | <p>・増築工事を行う業者のめどは立っているのでしょうか</p>   | <p>・学校再編整備計画が策定・公表された後、増築校舎の設計を行うこととなりますので、工事施工業者については、工事の詳細が決まってから入札の上で決定されることとなります。</p>  |



| ○その他 |   |
|------|---|
| 64   | <p>・コロナが収束してきているのに、いまだに学校でマスクを着用させたり、前を向いて黙食させたりしているのは、おかしいのではないのでしょうか？</p> |

・どの学校においても、教育委員会事務局が示した「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（令和4年4月 第8版改正）に基づき、次の対策を講じております。

- ・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するよう指導する。（活動を行う場所の気温・湿度等が高い場合を除く）
- ・給食の喫食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。
- ・一方、教育委員会事務局は上記「マニュアル」とは別に熱中症予防対策に関する通知を発出し、体育の授業や登下校においてはマスクの着用は必要がなく、マスクを外すよう指導することとしています。

**NO.50**

※平成25年2月に区役所が検討案として作成した「ABC案」とは、次のとおりです。

- A案：** 十三小学校を廃校し、木川小学校へ統合。西中島小学校を廃校し、木川南小学校へ統合。
- B案：** 十三小学校を廃校し、木川南小学校へ統合。西中島小学校を廃校し、木川小学校へ統合。
- C案：** 十三小学校・西中島小学校を廃校し、阪急京都線の北側と南側で分けて他校区へ統合。
  - ・十三小学校区の北側・西中島小学校区の北側を木川小学校へ統合。
  - ・十三小学校区の南側・西中島小学校区の南側を木川南小学校へ統合。

※「回答・考え方」文中の「条例」「規則」「指針」は、それぞれ次の略称です。

- 条例：** 大阪市立学校活性化条例
- 規則：** 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則
- 指針：** 大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針